

令和8年度

DNR262047

寺沢地区機能保全計画策定業務委託

特記仕様書

湯沢市産業振興部農林課

1. 委託業務等共通仕様書の適用

本業務の施行にあたっては、「秋田県委託業務等共通仕様書（令和7年10月以降適用）」（以下、「共通仕様書」という）に基づき実施しなければならない。

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第1章 総 則

第1節 業務目的及び業務内容

1. 目的

本業務は、農業水路等長寿命化事業に資する機能診断及び機能調査業務を行うものである。

2. 場所

本業務の実施位置は、別紙位置図に示すとおりである。

第2節 打合せ

業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時において行う打合せ時期については、調査職員の指示する日又は業務担当者が必要とする日に行うものとする。

なお、業務着手時及び業務完了時の打合せには管理技術者が立会うものとする。

打合せにおいて指示又は承認した事項は、その内容を打合せ簿に記録し、相互に確認することとし、本仕様書と同等の効力を有するものとする。

第3節 資料の貸与

本業務で貸与する図書及びその他の関係資料は、次のとおりとする。

- ・寺沢地区内施設の工事成果品

第2章 業務内容

第1節 一般事項

本業務に関しては「農業農村整備事業 設計積算要領（調査・測量・設計・用地）」（秋田県農林水産部編）及び「土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」（農林水産省農村振興局）を優先して適用する。

他の図書を適用する場合は調査職員の指示を受けるものとする。

第2節 設計条件

1. 標準設計図の適用

本業務の設計に関しては、最新の「秋田県農業農村整備事業標準設計図（秋田県農林水産部監修）」（以下、「標準設計図」という）を適用するものとする。

2. 参考文献

調査・設計作業に適用又は準用する参考文献等は、次によるものとし最新版とする。

- ① 農業水利施設の機能保全の手引き 「頭首工（ゲート設備）」
- ② 農業水利施設の機能保全の手引き 「開水路」
- ③ 農業水利施設の長寿命化のための手引き

上記以外の設計作業に適用又は準用する参考文献等は、共通仕様書によるほか、調査職員の指示によるものとする。

第3節 作業項目（機能調査）

本業務における作業項目は、別紙1 作業項目に示すとおりである。

第4節 作業項目（機能診断）

本業務における作業項目は、別紙2 作業項目に示すとおりである。

第5節 留意事項

1. 設計作業上特に留意する点は、下記のとおりとする。

- (1) 設計にあたっては、地形、地質、工事等について検討を行い、技術的経済的に妥当性を有する設計内容でなければならない。また、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性についても考慮しなければならない。
- (2) 設計にあたり項目ごとに引用した文献を記載すること。また、参考図書、請負者が有する資料等を参考にした場合は、その出典先を明示するものとする。
- (3) 機能保全コストの算定においては、対策工事費に係る仮設費や産業廃棄物処理費等も考慮すること。
- (4) 電算処理・ソフトウェアを使用する場合は、計算手法及び出力様式等について事前に調査職員に説明するものとする。

第6節 設計変更

1. 設計変更の対象となるものについては、その必要が生じた都度、双方協議のうえ決定する。
2. 軽微と認められるものについては、原則として変更の対象としない。

3. 設計変更が予想される事項は、次のとおりである。

(1) 調査・設計数量の変更

第7節 作業内容

各地区の作業内容は、下記のとおりである。

・寺沢地区：水門設備 N=1施設（3門）

第3章 成果品

第1節 電子成果品の納品

本業務は、電子成果品を提出するものとする。成果品の内容については、調査職員の指示によるものとする。

第2節 成果品の提出

提出すべき成果品及び提出部数は、下記に示すものとする

成果品	区 分	規 格	提出部数	備 考
報告書	紙	A4 縦	1 部	図面サイズ A1
	電子媒体	CD-R	2 枚	正・副

第3節 検査

受注者は成果品の検査を受ける場合、あらかじめ成果品及びその他の関係資料を準備して責任者を立ち合わせなければならない。

第4章 そ の 他

1. 上記各節で不明の事項等が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

2. 概算工事費を10月末日までに報告すること。

別紙 1（機能調査）

現地踏査及び現地調査（診断調査）（寺沢地区）

作 業 項 目	計上項目	作 業 内 容
現地踏査	○	現地調査の実施手順を決定するために、事前調査で得られた情報をもとに設備を踏査することで、現地調査に伴う仮設の必要性等の現場条件、劣化箇所の位置や劣化の内容、程度など、必要な事項について概略を把握し、現地調査箇所や調査項目、調査方法を決定する。
現地調査（診断調査） 概略診断 概略診断調査	○	【水門設備】 事前調査、現地踏査により得られた情報をもとに、目視、触覚、聴覚等人間の五感による判断と付属計器類の指示値、簡易計測器の測定値、日常・定期点検記録や整備・補修記録及び操作記録等から設備の状態、機能を確認する。
現地調査（診断調査） 詳細診断 詳細診断調査		【水門設備】 設備、機器、部材の状態について、専門技術者が行う調査であり計測器等を用いた定量的調査（強度計算等を含む）や定性的調査の総合判断によって、劣化の程度（原因）の判定を行う。

現地調査（定点調査）及び試験（寺沢地区）

作 業 項 目	計上項目	作 業 内 容
現地踏査		事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、現地調査（定点調査）を行う調査地点、調査項目等を選定、検討する。
近接目視	○	現地踏査により決定した調査地点において、目視や簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握（ひび割れ・欠損・変形等計測、周辺観察等を含む）するとともに、スケッチを作成する。
コンクリート強度推定調査	○	リバウンドハンマーによりコンクリート表面を打撃し、反発度を測定することで強度を推定する。

鉄筋探査		コンクリート供試体採取位置又ははつり調査位置の特定のため、鉄筋探査器により鉄筋位置・かぶりの探査を行う。
コンクリートはつり作業		既設構造物の鉄筋等の状況がわかるようにコンクリートをはつる。
はつり部鉄筋調査		はつり部において鉄筋のかぶり・腐食状況等を目視にて調査する。
はつり部中性化調査		はつり部において試薬を用いて発色観測を行い中性化深度の調査を行う。
はつり部埋戻し		コンクリートはつり部を補修材により埋め戻す。
中性化深さ調査（ドリル法）	○	コンクリートドリルにより削孔し、その削粉を用いて中性化深さを測定する。（NDIS 3419）
コンクリート供試体採取		中性化調査、圧縮強度試験などの試験に必要なコンクリート供試体を、コアボーリングマシンにより採取する。
コンクリート供試体採取部埋戻し		コンクリート供試体採取部を補修材により埋め戻す。

別紙2（機能診断）

水門設備機能診断（寺沢地区）

作 業 項 目	計上項目	作 業 内 容
事前調査	○	設備の状況や問題点等を把握するために、関係機関から事前に既存資料収集や聞き取り調査等を行う。これにより、現地での機能診断調査項目を決定し、健全度評価や劣化対策等に必要となる情報を収集・整理する。 なお、資料収集に際しては農業水利ストック情報データベースを活用し、整備の経歴・使用環境・地域特性等の情報を収集、整理する。
概略診断 機能診断評価（健全度評価）	○	概略診断調査の結果により、部位毎及び設備全体の健全度評価を行い、詳細診断調査の必要性を判断する。
詳細診断 機能診断評価（健全度評価）		詳細診断調査の結果による部位毎の健全度評価、余寿命予測に基づき、設備の健全度評価を行う。
機能保全対策の検討 性能低下予測	○	設備を構成する装置・部位毎に対策が必要となる時期や方法を比較検討するとともに、設備全体としての対策実施の要否、その時期を明らかにすることを目的として実施する。劣化特性や劣化予測の把握の可否を十分に踏まえて将来予測（余寿命予測）を行う。
機能保全対策の検討	○	機能診断評価結果を踏まえ、当面必要となる機能保全対策を検討する。劣化傾向等を予測し、将来的な劣化対策を検討する。
対策実施シナリオの作成	○	今後必要となる対策の時期、内容等を予測して、機能保全コストを算出するために対策範囲・工法とその実施時期の組合せを検討する。
機能保全コストの算定	○	各種診断結果による機能保全コストとして、①当面の整備に必要な費用、②今後の更新等に必要な費用（想定）、③定期点検に必要な費用を合算し算定する。
機能保全計画の策定	○	施設機能の維持、対策実施の合理性、設備重要度との適合性、維持管理の容易さ等を総合的に勘案し機能保全計画を策定する。
農業水利ストック情報データの作成		農業水利ストック情報データベース資料を作成する。
点検とりまとめ	○	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う